

経理担当者の方へ 正しい税務調査対策スキルを身につけ希少なプロフェッショナルに!!

税務調査対策実務 スキルアップ講座

税務署・国税局の内部通達や、調査官の心理・手法を知り、効果的に反論するための交渉術等、現場で使える厳選ノウハウを知る

—【税務総合研究会】 待望の 1DAY セミナー（後編）—

1. 講座概要

«このような方にオススメです»

- ✓ 税務調査がなにかそもそも(実は)よくわからない、正しい対応方法を身につけたい方
- ✓ 定期的に税務調査を受けていて、対応に頭を悩ませている方
- ✓ 税務調査で問題が発覚すると、自分の勤務評価に響くという切実なお悩みをお持ちの方
- ✓ 税務調査に困る顧問先やクライアントに的確なアドバイスをしたい税理士、公認会計士の方

【特徴】

本講座は、実務で多数の実績を有する税務総合研究会の講師を特別に招聘し提供する税務実務（税務調査対応）の講座です。

調査官の視点から税務調査を時系列でわかりやすく解説し、調査官の心理・手法を明らかにします。

さらに調査官の行動を規定している国税局の内部通達や Q&A まで参照します。これらを踏まえることにより、調査を受ける会社の正しい対応方法を身につけることができます。

【一般的な書籍や、類似講座との違い】

そもそも、一般的な書籍には書いていないことを中心にお伝えします。また、国税 OB 税理士が、税務調査対応について解説するセミナーと、今回のセミナーとは下記が大きく異なります。

✕税務署管轄の中小企業や飲食店等を想定したノウハウが中心

⇒今回のセミナーでは、国税局管轄の大企業の場合との違いも解説

よって、一般的な書籍に書いていない、類似講座では教われない、希少性があり、かつ、価値の高い内容になります。

【受講により見込まれる効果】

税務調査で誤った対応をして傷口を広げないために必要な基本的知識から、現場でのリアルなやりとりまで、3時間の短期集中で学びます。

- ✓ 実務で使える本質的なノウハウを説明しますので、明日から役立てることができます。
- ✓ 貴重なノウハウを習得するので、社内で頼られる調査対応の専門家として活躍できます。
- ✓ 普段伺いしれない調査官側のアプローチを学ぶことで、日々の業務が税務調査に耐えうる状況かチェックでき効率化のヒントが掴めます（日々の取引の結果を見られるのが税務調査です）。
- ✓ 3時間で税務のすべてを解説できませんが、全体像と道筋がつかめるので、今後誤った対応を行うことを防止できます。
- ✓ 今の顧問税理士が頼りにならなくても、会社を守る知識が得られ、対応方針が明確になります。

2. 講座カリキュラム（内容は例示であり、状況により順序や構成が変更になる可能性があります）

～本邦初公開！！調査官側の行動原理から、税務調査の本質を押さえる～

第1章 税務調査とは、どういうものか？

- ✓ 法的根拠（理論）と、実務上の取扱いとは？
- ✓ 質問検査権とその範囲とは？
- ✓ 「一般調査」、「特別調査」、「机上調査」、「更正の請求による調査」とは？ …等々

第2章 どんな会社に税務調査が入るのか？（選定/事前通知/準備調査）

- ✓ 税務調査の対象となる会社はどのように選ばれるのか？
- ✓ 調査の日程は延期できる？
- ✓ 調査開始日までに調査官が事前に行っていることは？ …等々

第3章 税務調査に来られたらどう対応すべきか？（実地調査/反面調査）

- ✓ 調査官の要求にはどこまで応じるべき？（「●●を見せてください」）
- ✓ 反面調査に行かれるのを防止するには？
- ✓ これだけはやってはいけない、調査官への NG 対応とは？ …等々

第4章 税務調査の展開と終結（交渉術/反論方法）

- ✓ 税理士も誤解!! 調査官に税法解釈による反論をしてはいけない理由と、真の反論方法とは？
- ✓ 交渉の際には、時系列に（【中間講評前後】、【幹部説明前後】）に注意する！
- ✓ 調査官側の調査手続きを理解した、脅しに対する反論方法とは？ …等々

第5章 税務調査を回避する厳選エッセンス

- ✓ 申告期限までに所得が固まらない。一旦申告後、更正の請求か修正申告どちらがよいか？ …等々

«当日参加特典» あなたの会社の現状とリスクポイント把握のための、「税務調査で狙われる！チェックポイントシート」をプレゼント!!

3. なぜ間違った税務調査対応をしてしまう会社が非常に多いのか？

それは、会社側に、以下の情報が圧倒的に不足しているからです。

- ①調査に必要な専門知識(国税通則法や、事務運営指針等の国税内部通達)が十分でない
- ②他社事例を知ることができない(税務調査の内容は機密性が高い)
- ③過去の調査の対応が正しかったかどうか検証のしようがなく、誤っていたとしても是正できない 等のため、会社がそれぞれ独自に、また場当たり的に調査の対応をしているというのがほとんどです。結果として、調査官の言いなりになるばかりになってしまい、調査対応の負担が経理部の業務に支障をきたしてしまっている会社様や、その逆に調査官に対して挑発や反発し、必要以上に調査官を刺激してしまい調査がこじれるといった会社様が出てきてしまっています。

税務調査対応は緊急度が高い分野であるにもかかわらず、「税務調査の正しい対応方法を、きちんと教えてくれる人がいない」ため、知らないことによる弊害がずっと続いてしまっているのです。

4. なぜ税理士に任せるだけでは、十分な対応と言えないのか？

「ウチの会社は日頃から税理士に任せてあるから大丈夫」と思われている方がいらっしゃいます。これは大変危険な考え方でもあります。

なぜならば、正直なところ、税理士も「税務調査」に詳しいわけではなく、個々人のこれまでの経験をベースに対応しているというのが実情だからです。「過去にその税理士が受けた調査の経験に照らして」対応ということになりますので、「そもそもその税理士の過去の調査対応は正しかったのかどうか」という点がまず問題です（過去に対応を間違えていると、今後も同じ誤りを繰り返します）。また、「個人的に過去に受けた調査という経験に基づいて」判断することになりますので、少ない調査件数の場合、限定的・断片的な知識・対応になります。ゆえに、将来受ける調査がこれまでのものと違う種類の調査であった場合、過去の経験が活きず、誤ることは十分にあり得るわけです。さらに言ってしまうと、通常税理士は地域密着で御社のほかにも顧問先を抱えていますから、税務署・国税局から目をつけられたくないため本気で争う気がないことも多く、どこまで熱心に反論してくれるかは、実は会社の方針・熱意次第になります。このため、税務調査を受けている本人である会社自身が、他人任せにせず、自身の問題点を把握しておくことが一番重要なのです。

5. なぜ「国税 OB」税理士に任せても、十分な対応と言えないのか？

「いやいや、ウチの顧問税理士の先生は、元国税局の OB だから安心だよ」という会社様もいらっしゃいます。もちろん、それは大変心強いことです。しかし、よく考えてみてください。

一般的に、国税 OB 税理士に主に期待されるのは、実際に調査が来てから交渉という用心棒的な役割です。

このため、日ごろの申告書の記載について事前チェックは熱心に行われず、実際に調査が入って調査官から問題点の指摘があってからの交渉による火消しが主な飯のタネなわけです。

そのため、逐一その交渉の仕方や手の内といった秘伝のタレ的な部分が会社にフィードバックされ、会社にノウハウが蓄積されることはほとんどなく、「うまく話しをつけておいたから安心するように」と交渉の結果をありがたく教えていただくことが多いようです。これでは、結果的には会社の問題の根本原因が解決されたわけでないので、次回の調査でまた同じような問題が発見されるという問題が繰り返されます。

6. では、どのようにすれば正しい対応ができるようになるのか？

正しい対応をするためには、正しい情報を知り、実践することこれに尽きます。

それには、実際の国税の現場を経験した人から直接聞くということが大事です。

最近、顧問先の獲得目的で「税務調査に強い税理士」と名乗る方が増えてきていますが、その税理士自身は国税 OB でないので、国税 OB 税理士から話を聞いて、そう名乗っている訳です（私の知り合いにもいます）。それが間違っているとは言いませんが、結局のところ会社様にとっては（国税 OB の話をその税理士を介して聞いたという）「又聞き」の状態になっています。その「聞いたことある」「知っている」というレベルで、果たして、調査のリアルな現場で正しい判断、立ち振る舞いができるのかという疑問は残ります。

また、インターネット等の普及で情報は溢れていますが、その真偽の程は国税 OB 自身でないと検証できないものも多く、実のところネット等で落ちている中に本物のノウハウは多くないのが真実です。そのような状況は会社様にとって、好ましい状況ではありませんので、今回この講座を開催することとしました。小手先のノウハウではない、税務署・国税局側に流れる根底の考え方をまずは「知って」いただき、実際の「行動にまで落とし込む」キッカケにしてください!!



「講師からのメッセージ」

正直、元国税調査官の立場から言わせて頂くと、間違った税務調査の対応をされている会社の方は実はかなり多いということです。もちろん、この事実は私が国税調査官だった時代はむしろありがたかったです。心の中で「ここを逆に反論されると嫌だな」と思っても、反論してこない会社の方は多かったわけです。さらに言えば、強引な否認や指摘であっても、会社の方や顧問税理士の先生が認めて修正申告してくれることもありました。中には、反論されれば課税できない重加算税であっても認めたがゆえに賦課できたこともあります。これは何も特別なことではなく、多くの税務調査の現場で起きている実態なのです。そしてこれは情報の非対称性が要因の一つと考えられます。当然このような状況は決して好ましいことではないので今回、本来であれば高額報酬をいただいていた弊社が提供する強力なノウハウをお伝えすることにしました。すなわち、これを知っているか知らないかで、調査の結果が大きく異なるノウハウだということです。

もちろん、一つとして同じ会社はありませんし、調査官にもクセがあり、税務調査自体が生モノという性質があります。ですので、これだけやれば万事 OK というものはないのですが、逆にこれはやってはいけない NG 行為というものはいくらでもあります。

内容には絶対の自信がありますので、このテーマで悩まれたことのある経理担当者の方はもちろん、税理士・会計士の方にもご受講いただき、1社でも多くの会社様が理不尽な税務調査から身を守るきっかけにさせていただきたいという想いで開催します。是非ご期待ください。



「セミナー担当者からひとこと」

税務総合研究会様には、これまで弊社で何度か無料でセミナーを実施していただき、毎回大変好評をいただいております（アンケート満足度評価 5段階で平均 4.1点）。そのような中、ひときわニーズの高い「税務調査」について、ついに今回待望の有料講座を実現させることができました。税務総合研究会様には、いつも有料レベルの講義を無料で行っていただいておりますので、有料講座となると、講義時間とその質ともに増大し、その価値はますます大きいものになるのではないかと、企画側としても非常に楽しみにしているところです。

他社では行われていない内容を、今回特別に公開いただくことにご了承いただきありがとうございます。また、弊社の登録者様には、かなりの割引をいただくこともできました。

ご興味のある方は、是非この機会を逃さずご受講ください。

追伸・・・

税務調査への準備の必要性を感じながらも日常業務に追われ、問題を先送りしているケースは少なくないのではないのでしょうか。しかし、問題の先送りは何の解決にもなりません。税務調査に関して言えば、同じ間違いを繰り返す中、調査本番が訪れるという最悪の状況を招いてしまいます。

次回開催があるかどうかは未定ですが、開催されるとしても1年程後になります。税務調査への対応は早ければ早い方が効果的ですので、意識の高い方は是非この機会にご受講ください!!